

【新】・・・新規事業

妊娠・出産・子育て支援の推進

事業名	予算額
(1) 特定不妊治療費（先進医療）助成【新】	(1) 3,022千円
(2) 妊婦のための支援給付【新】	(2) 310,000千円
(3) 訪問による産後ケアを開始【新】	(3) 4,500千円
(4) 児童館等への助産師派遣【新】	(4) 110千円
(5) 託児付講座及び食事会の開催【新】	(5) 969千円
(6) ファミリー・サポート・センター利用料の一部助成【新】	(6) 1,012千円

ここがポイント！

- (1) 特定不妊治療費（先進医療）助成
 - 保険適用された治療と併用して、自費の特定不妊治療「先進医療」の費用の一部助成を開始
- (2) 妊婦のための支援給付
 - 従来の支給に替えて、妊娠時に5万円、出産後に5万円の現金給付を開始
- (3) 訪問による産後ケアを開始
 - 産院等で実施する産後ケアを、新たに利用者の居宅でも実施
- (4) 児童館等への助産師派遣
 - 助産師による交流会等を、地域の身近な児童館や子どもセンターで実施
- (5) 託児付講座及び食事会の開催
 - イヤイヤ期を迎える子どもを在宅で育てる保護者が、悩みを抱え孤立しないよう託児付講座及び食事会を開催し、外部とつながるきっかけをつくる
 - 在宅子育て家庭を対象とした食事会の開催は北区初
※令和7年度はモデル事業として実施
- (6) ファミリー・サポート・センター利用料の一部助成
 - ひとり親家庭やダブルケア世帯（育児と介護を同時に行っている世帯）等を対象にファミリー・サポート・センター利用料の一部を助成

事業概要

(1) 特定不妊治療費（先進医療）助成

- 不妊治療における経済的負担を軽減するため、体外受精および顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併せて実施される「先進医療」の費用を助成する。
- 東京都の特定不妊治療費（先進医療）助成事業の認定を受けた上で、先進医療の自己負担が生じた方を対象に、5万円を限度に区独自の上乗せ助成を行う。

(2) 妊婦のための支援給付

- ギフトカードの支給に替えて、妊娠時に5万円、出産後に5万円の現金給付を開始する。
- 現金ではなくギフトカードを希望する方には、これまで同様、東京都カタログサイトで利用できるギフトカードを送付する。
※ 出産後の東京都上乗せ支給分（ギフトカード）は、引き続き東京都が直接申請を受け付ける予定。

(3) 訪問による産後ケアを開始

- 産後の母と子を対象に、助産師が利用者の居宅を訪問して、育児指導、相談支援や授乳ケア、心理ケア等を行う。
- 居宅で実施することで、利用者の移動負担がなく、プライバシーが保たれた状態での実施が可能となる。



(4) 児童館等への助産師派遣

- 妊婦や産後の母と子を対象に、助産師による講座や交流会を、地域の身近な児童館や子どもセンターで実施する。
- いのちの誕生のそばにいる助産師だからこそできる、心に響く講座や交流会を実施し、育児相談の機会や仲間づくりのきっかけを提供する。



(5) 託児付講座及び食事会の開催

- 託児付講座では、一時的に子どもと離れることにより保護者の「自分時間」を創出し、リフレッシュ及び心理的負担の軽減を図る。
- 講座後は、参加者による食事会を開催し、子育ての悩みや不安の解消及び子育て世帯の交流を促進する。
- 託児付講座及び食事会概要

- 対象
令和7年4月1日時点で2歳になる子を在宅で育てる家庭
- 実施予定
4回（1回につき親子20組）
- 参加費
無料



(6) ファミリー・サポート・センター利用料の一部助成

- ファミリー・サポート・センター事業の利用者負担額を助成することで、子育て世帯の家庭福祉の向上と当該事業の活性化を図る。
- 助成内容
 - ※ 対象世帯
児童扶養手当受給世帯、生活保護世帯、非課税世帯、ダブルケア世帯
 - ※ 助成金額
1時間あたり400円（謝礼のみが対象、食費や交通費等は対象外）
 - ※ 助成月額上限額
20,000円

【(1)～(4)の担当】

保健サービス課長

電話 03-3908-7050

【(5)の担当】

出産・子育て支援担当課長

電話 03-5948-6881

【(6)の担当】

子ども家庭支援センター所長

電話 03-3914-9565

【新】・・・新規事業

子どもの権利を守り健全な成長を育む

事業名	予算額
(1) 子どもの居場所づくりを支援	(1) 123,809千円
(2) 子どもの豊かな体験機会を創出【新】	(2) 4,496千円
(3) ヤングケアラーの周知啓発【新】	(3) 11,000千円

ここがポイント！

- (1) 子どもの居場所づくりを支援
 - ▶ 子ども食堂等への運営補助や、生活困窮・ひとり親世帯等への学習支援（定員拡大）を通じて、様々な状況にある子どもの居場所づくりを推進
- (2) 子どもの豊かな体験機会を創出
 - ▶ 「子どもたちの体験格差の緩和」及び「自治体交流の促進」
 - ▶ 都市交流を通じて、子どもたちに様々な体験機会を提供する
- (3) ヤングケアラーの周知啓発
 - ▶ ヤングケアラーの正しい理解と認知度の向上を図る

事業概要

(1) 子どもの居場所づくりを支援

- 補助上限額の引上げ
子ども食堂運営経費及び配食・宅食形式の運営経費に係る補助上限額を1団体当たり5万円引上げる。※補助総枠1,000万円余の増
- 生活困窮・ひとり親世帯等への学習支援
 - 受講期間を10か月から12か月へと2か月間延長し、通年開催化する。
 - 一部の生徒が集中する開催教室の定員を拡大し、受入定員を総枠で250名から270名へ増大する。



(2) 子どもの豊かな体験機会を創出

- 非日常の様々な社会体験を行うことは、子どもの成長に極めて重要であることから、体験機会の創出及び育った環境による体験格差の緩和を図る。
- 山形県戸沢村
子ども食堂に通う児童（10名程度）が、夏季休暇中に山形県戸沢村へ滞在し、農業体験はじめとする様々な体験と、戸沢村の児童と交流する。
- 山形県酒田市及び和歌山県和歌山市
稲刈りなどの農村体験や都市間の歴史的つながり等を学ぶ。

実施時期	令和7年秋頃
実施期間	1泊2日
対象者	区内在住、在学の小学校4～6年生と区内在住の保護者
参加人数	10組20名程度
内容	両都市それぞれの特色を活かした体験事業等を実施する。

**(3) ヤングケアラーの周知啓発**

- 北区らしい10～15分の実写ショートムービーを作成・発信。ヤングケアラーが相談しやすい環境を作るため、誰もがヤングケアラーについて正しく理解する環境をつくる。
- 令和6年11月に実施した高校生モニター会議での意見を取り入れ、動画作成とともに、今後は周知啓発イベントの実施も検討する。

**【(1) (2) 戸沢村の担当】**

子ども未来課長

電話 03-3908-9097

【(2) 酒田市・和歌山市の担当】

都市交流推進担当副参事

電話 03-5390-0091

【(3) 担当】

子ども家庭支援センター所長

電話 03-3914-9565

【新】・・・新規事業

教育先進都市・北区 NEXT STAGE

事業名	予算額
(1) 心の教育【新】	(1) 11,188千円
(2) 保護者サポート【新】	(2) 255千円
(3) 教員支援【新】	(3) 21,421千円
(4) 教育 DX	(4) 103,295千円

ここがポイント！

- (1) 心の教育
 - 東京家政大学との連携による不登校児童・生徒への支援 (①)
 - いじめ対応職員の配置 (②)
- (2) 保護者サポート
 - 区独自の奨学金返済支援給付事業を準備
- (3) 教員支援
 - スクールロイヤー制度の導入 (①)
 - 地域クラブ活動の開始 (②)
 - 学校給食費の公会計化に向けた準備 (③)
- (4) 教育 DX
 - バーチャル空間を活用した不登校児童・生徒への支援 (①)
 - 教育 DX の基盤づくり (ICT 支援員の拡充及びインフラ整備) (②)

事業概要

(1) 心の教育

- ① 東京家政大学と連携し、同学内に新たな学びの場（仮称：ホットルーム）を開設する。
 - 対象等

北区に在住する不登校状態の児童・生徒（小・中学生）。1 回あたり 10 名以内。主に土曜日午後、1 回あたり 2 時間程度で年 27 回実施予定。
 - 教育、心理、福祉を学ぶ東京家政大学の学生が、教育カリキュラムの一環としてサポートに入る。

- ② 教育指導課に元学校長等経験豊富な職員を、いじめ対応職員として配置する。
- 学校単独での解決が難しくなっている、いじめ問題に迅速に対応する。
 - 外部等からの相談について、スクールロイヤーと連携しながら早期対応・解決に当たる。

(2) 保護者サポート

- 北区独自制度で北区在住者の奨学金返済をサポート。
 - 北区独自施策として、北区に住所を有する方を対象に、奨学金返済支援給付事業を制度化。
 - 令和7年度に給付要件を定めて周知開始（申請受付・給付開始は令和8年度～）。対象者には5年間で最大100万円を給付予定。



(3) 教員支援

- ① 学校現場により近い「常駐型」スクールロイヤー制度を導入する。
- 弁護士資格を持つ「スクールロイヤー」を教育委員会に配置（原則週2回）。
 - 事案によって、学校に赴き、相談・交渉等に対応し、学校内で生じるいじめやトラブル等を重大化する前に防ぐ。
- ② 区立中学生誰もが参加できる地域クラブ活動を実施する。
- 運動部1、文化部1を休日中心に週1回、区内施設等で令和7年10月からの活動開始を目指す。
 - 地域クラブ活動は地域の多様な団体が、運営・実施する。
- ③ 学校給食費の公会計化により学校の負担軽減及び会計の透明性確保を図る。
- 給食用食材調達費の支払業務等を、学校口座による会計（私会計）から区の会計（公会計）へ変更することにより会計の透明性を確保する。
 - 給食用食材調達費の支払業務等を教育委員会の業務とし、学校のさらなる負担軽減を図る。
 - 今後のスケジュール



令和7年10月～	食材事業者向け説明会、学校向け説明会
令和8年4月～	学校給食費の公会計化

(4) 教育 DX

- ① 東京都が運用するバーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）を活用した、バーチャル・ルーム「ステラ」の支援体制を推進する。
 - VLP 内に居場所を確保し、アバターを使ってバーチャル空間で活動しながら、他の利用者や支援員と主にチャットでコミュニケーションを取る。
 - 内蔵されている学習ソフトを活用した自主学習や、イベント等への参加も可能。
 - 対象
北区立学校に在籍し、不登校状態で自宅から外出することが難しい児童・生徒。
 - 開室日時
月曜日～金曜日の 10 時～15 時。支援員と一緒に主にグループ活動を実施する「ステラ☆タイム」を設定。
- ② ICT 支援員の拡充及びインフラ整備により、教育 DX の基盤を強化する。
 - ICT 支援員の拡充
現在、各校月 4 回学校を訪問している ICT 支援員の外に、新たに 2 名程度増員し、希望する学校に対して主に授業支援に特化した支援を行うことで、授業支援が不足している学校の ICT 教育レベル（教職員及び児童・生徒）を向上させる。
 - インフラ整備
さらなる ICT 教育を充実させるため、現在の通信回線速度（理論最大値）を 1Gbps から 10Gbps へ向上させる。あわせて、ネットワークアセスメント（現在の通信速度調査）を実施し、アセスメント結果に基づく回線整備及び機器設置を行う。



2—3 子どもの幸せNo.1

【(1) ①及び(4) ①の担当】

教育総合相談センター所長

電話 03-3908-1326

【(1) ②の担当】

教育指導課長

電話 03-3908-9287

【(2) 及び(3) ①の担当】

教育政策課長

電話 03-3908-9279

【(3) ②の担当】

生涯学習・学校地域連携課長

電話 03-3908-9323

【(3) ③及び(4) ②の担当】

学び未来課長

電話 03-3908-9271